

掛川市告示第98号

掛川市立総合病院使用料及び手数料条例（平成17年掛川市条例第183号）第2条第6号の規定による市長が定める額（平成17年掛川市告示第75号の11）の一部を次のように改正する。

平成24年10月25日

掛川市長 松 井 三 郎

別表中

|                              |         |       |
|------------------------------|---------|-------|
| コレラ                          | 2,620円  | を     |
| 四種混合（ジフテリア・百日せき<br>・破傷風・ポリオ） | 11,056円 | に改める。 |

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。